

特集

立命館大学法学部におけるキャリア教育の 取り組みと課題

安達 光治

要 旨

立命館大学法学部では、2008年度のカリキュラム改革を機に、正課の枠組みにおけるキャリア教育に本格的に取り組んできた。そこでは特に、法律専門職を志望しない法学部の学生に対し、法律を学ぶ意義を進路との関係でどのようにして理解させるかが、重要な課題であった。「社会に生きる法」はそのような課題に対応する科目であり、一般の法学部生のキャリア形成に関し教育上の役割を果たしている。これに対し、法曹や公務員などを志す学生に対しては、模擬裁判による演習や現場での実習を通じて進路イメージを明確化させる取り組みを推進してきた。他方、すべての学生のキャリア形成に対する意識付けと国際化への対応が課題として挙げられる。これについては、2016年度のカリキュラム改革に際し、個々の学生の学びのポートフォリオである『学びマップ』を活用した、1年次の小集団教育での取り組みに着手された。

キーワード

キャリア形成科目、社会に生きる法、法曹フィールドワーク演習、法務実習、公共政策実習

1. はじめに

法学部はかつて、「つぶしの利く学部」と言われていたことがある¹⁾。その背景には、法学部出身者は社会の正式なルールである「法律」を知っているという世間の期待があったのかもしれないが、それよりもむしろ、複数の価値観が対立する状況で（その根本には「正義の複数性」がある（渡辺、1998 :12)）、何が妥当かを規範論理に基づいて説得的に説明する力（リーガル・マインド）が、社会の様々な局面で求められてきたことがあると思われる。また、政治学は、法学部の教育の重要な一部分をなすが、国内外の政治史や政治事情に通じた者は、政策形成過程における人間の行動原則を理論的に把握できる有為の人材として、社会において求められてきたといえる（この点も重要であるが、本稿が法学を中心としたキャリア教育を主な課題としている関係で、以下では法学教育を念頭に置くこととする）。いずれにせよ、法学部で学んだ者は、少し理

屈っばいところもあるが、法曹をはじめとする法律専門職としてだけでなく、官公庁や地方自治体、さらには民間企業においてもその素養を生かして活躍してきた。

現在でも、この事情が変わりはないであろう。国の法規や地方公共団体の条例などの法規範に限らず、およそ社会のルールは、適正な解釈・運用がなされなければ意味をなさないのであり、その担い手の育成は時代や社会を超えて要請される。法学の世界では、「社会あるところ、そこに法がある。」(Ubi societas, ibi ius.) という格言があり(団藤、2001:9)、そのような広い意味での「法」の主な担い手が、法学部出身者をはじめとする法文学修者であるという点は、広い意味での社会のルールの解釈・運用が人の手に委ねられている限り、変わることがないであろう(AIによる人の仕事の代替の問題は、ここでは措く)。

かつての学生はこのような事情を漠然と捉え、社会に出てから、法学部で学んだことが役に立つことがなんとなく分かってくるといった感じであった。しかしながら、昨今の学生には、学んだことが直接役に立つという実感がなく不安になる者もあり、そうした学生ほど、特に法律学を学ぶ意義について理解が及ばないまま、難解な法概念や法理論に直面することで、専門科目の学びから逃避する傾向がみられる²⁾。その背景には、法が社会で果たす役割や法を学ぶ意義について初年次の小集団授業等で学ぶ機会が少なくなったこともあるが、こうした本質的課題に対する学生の感受性が弱くなったという事情も考えられる。いずれにせよ、法律を学んだことが社会に出てからどのように活かされるのか理解させることは、昨今の学生実態に鑑みれば、法学教育の成否にかかわる重要課題である。そしてそれは、学生の進路開拓に向けたキャリア教育の側面も持つ。立命館大学法学部が、近年、「教学としてのキャリア教育」に正面から取り組んできた背景には、このような事情がある。以下では、キャリア教育にかかわる科目のカリキュラム全体における位置づけを示すために、立命館大学法学部のカリキュラムを概観した上で(2.)、「教学としてのキャリア教育」がカリキュラム編成上特に推進されてきた2008年度以降の取り組みについて説明し(3.)、最後にまとめと課題を述べる(4.)。

なお、本稿の執筆にあたっては、立命館大学法学部の教員をはじめスタッフの方々に、参照資料の提供等の点において助力を賜った。ここに記して謝意を表したい。しかしながら、本稿のうち、意見にかかわる部分についてはあくまで筆者の私見である。

2. 立命館大学法学部のカリキュラム

2.1 無個性の中の個性

立命館大学法学部のカリキュラムの大枠は、教養科目(要卒18単位以上)、外国語科目(同12単位以上)、専門科目(同78単位以上)で構成されており、これらの科目群の卒業に必要な科目の中から124単位を修得することが卒業要件となる。これは標準的な学士課程の構造に依拠したものであり、基本的な構造において他の分野の学部と相異ないと思われる。

ところで、法学部の専門科目は、特に実定法科目(憲法、民法、刑法といった個別の法規範について学ぶ科目)の場合、教えるべき法律等の内容があらかじめ決まっていることから、「特色を出しにくい」という「特性」がある。もちろん、他の学問分野の科目においても標準的な教科内容はあろう。しかし、とりわけ実定法科目の場合、憲法、民法、刑法などの基本的な法

律ごとに科目を編成しなければならない。その際、一つの科目を一つの法分野全体で構成するのは、教えるべき条文や判例・学説の膨大さからすると実際上不可能に近いことから、例えば民法であれば、総則（1条～174条の2）、物権（175条～294条）、担保物権（295条～398条の22）…というように、大部の法典については内容に応じていくつかの科目に分けるのが通例である。そこでの学習内容は、基本的には条文、判例、学説に拘束されるので、内容面で特色を出すことは難しい。「特色を出しにくい」というのは、こうした事情による。

これに対し、各科目をどのように教えていくかという点は、一定程度、教員の裁量に委ねられる。実定法科目の場合、論点ごとに様々な学説が主張され、そのうち重要なものはすべて取り上げることが基本的に要請されるが、法学部の実定法教員の多くは（たとえ前職が実務家であったとしても）研究者であるから、研究に基づき自己の支持する学説に重点をおいて解説することは、研究成果の教育への還元という意味において、排除されるべきでない。その結果、同じ科目でも、教える者によって趣が全く異なるということがよくある。例えば、筆者が専攻する刑法学は、この点が顕著に出る分野の一つである。というのも、刑法は国家の刑罰権行使のあり方を問う学問であり、国家と市民との関係につき、これを権威的に捉えるかりべらるるに理解するかで考え方の相違が如実に表れるからである。

ともあれ、科目名だけで見ると、法学部のカリキュラム内容は、特に法学の分野に関しては、各大学でそれほど相違があるわけではなく、全体として無個性というほかない。特色を出せるとするならば、たとえば、憲法の統治機構編をどの Semester で教えるかとか、民法で物権と債権総論、債権各論のいずれを先に持ってくるかとか、刑法各論を前半と後半で別の科目として開講するかといった科目の開講順序や同一科目の分割の有無などが主である。こうした中で、特色をどのように出していくか、換言すると「無個性の中の個性」の追求が、法学部教学における最も困難かつ重要な課題である。立命館大学法学部では、以下で取り上げるように、初年次からの「学部基礎科目」から2年次以降の「特修」ないしは「専門化プログラム」への橋渡しを通じた系統的学修の仕掛けによって、この課題に応えてきた。

2.2 立命館大学法学部における専門科目のカリキュラムの概要

立命館大学法学部では、学生一人ひとりが各自の問題意識や関心に応じて、進路を意識しながら法学・政治学の学びに取り組める専門科目のカリキュラム構成を目指している。

そのためにまず、法曹や公務員など、進路イメージの明確な学生のためのコースとして「特修」を設けて、固有の小集団授業や特修独自の推奨のキャリア形成科目を開講し、また、特修ごとに設定された科目群からの一定の単位数の修得を卒業要件とすることなどで、各特修の進路イメージに応じた学びができるようにした。現在の仕組みの原型が形成された2008年度から2015年度までの入学生を対象とするカリキュラムでは、一般のコースに加え、司法特修、公務行政特修、国際法務特修の3つが開設され、入学試験の段階でいずれに所属するか選ぶことができ、選抜も特修ごとに行われていた。これに対し、2016年度のカリキュラム改革では、教学の国際化は学部全体で行うものとの見地から国際法務特修を廃止し、また、入学時に卒業後の進路を見通していることを前提に入学者の募集を行うことは、現在の実態に照らすと現実的といえないことから、特修については、希望者に対し2年次進級時に選択させる仕組みに改めた。

また、進路イメージが明確でない学生や、民間企業等を志望するため特修で学ぶことを望まない学生に対しても、後述のように、系統的に学ぶ仕組みは必要である。それゆえ、特修を選択しない一般の法学部学生については、「専門化プログラム」と呼ばれる科目群から、卒業要件として一定の単位数の修得を課すこととした。なお、2016年度入学生を対象とするカリキュラム（以下、「2016年度カリキュラム」と呼ぶ。それ以前のカリキュラムについても、「2008年度カリキュラム」等と呼ぶことがある）からは、特修を選択しないグループを「法政展開」と命名し、専門化プログラムの開始時期についても、従来の2年次後期（第4セメスター）から、特修の選択時期に合わせ2年次前期（第3セメスター）に改めた。

なお、特修や専門化プログラムの科目群に入らない専門科目は、「学部共通科目」とされ、履修上の条件が設定していない限り、原則的に、配当回生を満たすすべての学生が履修できる（基礎演習（基礎演習Ⅰ及び同Ⅱ）や専門演習（ゼミ）などの小集団科目もこれに含まれる）。

ところで、上記のいずれのコースを選択するにしても、法学部での学習においては、法学・政治学のミニマムな学びの基礎は存在する。そのため、学部基礎科目（コア科目とも呼ばれる）として、基本的科目からなる科目群を設定し、すべての学生に対し、一定の単位数の修得を卒業要件として課している。

【表1】立命館大学法学部の専門科目のカリキュラム概要（2016年度カリキュラム）

	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5・7セメ	6・8セメ
学部基礎科目						
特修						
専門化プログラム						
学部共通科目						

*セメスターを「セメ」と略記している。

*この表は、科目配当のイメージを表したものである（塗潰し部分が科目配当のあるセメスターで、講義科目は配当より上の回生でも履修できる）。

*特修と専門化プログラムはいずれかを選択する。

2.3 学部基礎科目（コア科目）

学部基礎科目の設定は、法学部にとっては、「無個性」が幸いしてか、それほど難しいことではない。法学の基礎である憲法、民法、刑法の総論的科目に、法学、政治学の入門等を加えれば、法学部での学びの基礎となる講義科目群が自ずと形成される。立命館大学法学部では、さらに、社会契約を基礎とする近代政治思想を理解することが、法学、政治学の学びの助けとなるという考え方に立ち、「近代政治思想史」を加えている。現在のカリキュラムでは表2の科目群から12単位を修得することが卒業要件となっている。

【表2】立命館大学法学部におけるコア科目（2016年度カリキュラム）

1セメスター	2セメスター	3セメスター
法学入門② 政治学入門② 民法Ⅰ α ②	憲法Ⅰ④ 民法Ⅰ β ② 近代政治思想史②	憲法Ⅱ④ 民法Ⅱ（債権各論）② 刑法Ⅰ（総論）④

*科目名の横の数字は単位数である。

*「民法Ⅰ α 」は、民法の入門および民法総則の意思表示までを扱い、民法総則のその後の部分を「民法Ⅰ β 」で取り上げる。

*「憲法Ⅰ」は憲法総論と人権編を、「憲法Ⅱ」は統治機構編を扱う。

2.4 専門化プログラム

専門化プログラムは、基礎科目の履修を経た学生が、卒業を見据えながら自己の進路や関心に応じて一定の専門科目を系統的に学ぶための教学上の仕掛けである。系統的な履修プログラムで特に頭を悩ませるのは、何を学ばよいか分からない学生や明確な進路イメージを持たない学生に対し、どのような科目（群）の履修を促すかである。いずれの学部でもそうだと思うのだが、単位の取りやすい科目だけを闇雲に選んで履修する学生は一定数存在する。そうした学生は何とか卒業まで漕ぎつけたとしても、終わってみれば結局、大学で何を学んだのか自分でもよく分からないという事態になりかねない。ゼミ等で特定のテーマを掘り下げて学んだ学生にとって、それが貴重な財産になることは確かだろうが、法学部の教育の中心をなす実定法学は一定の体系性を有しているので、1つの科目の特定のテーマだけを選択的に学んだとしても、本当の意味で学んだことにはならない（これは、法学部で卒業論文が学士課程の成果物とみなされにくい理由の一つである）。その意味でも、科目群の構成や内部での配置が重要である。

専門化プログラムの構成を考えるにあたっては、学生の志望進路の傾向だけではなく、法の果たす役割や昨今の法学・政治学をめぐる課題を踏まえながら、既存の教学組織の特長を活かす必要がある。2016年度カリキュラムでは、①グローバル・ロー、②ビジネス・金融、③生活・環境、④自由・人権、⑤歴史・文化、⑥政治・市民社会の6つの専門化プログラムを設け、各プログラムについて定められた科目群（32～34単位で構成）から16単位を修得することを卒業要件としている。そこには、各プログラムとも、2回生小集団科目としての「展開演習」が含まれる。必修ではないが、プログラムに入れることで積極的な履修を促している。

学修要覧に記された各プログラムの概要は、表3の通りである³⁾。なお、従前のカリキュラムでは、ビジネス・金融法、環境・生活法、法と人権、法文化、政治と市民社会の5つであった。

【表3】専門化プログラムの概要（2016年度カリキュラム）

専門化プログラム	概要
①グローバル・ロー	国内外の法律を学ぶとともに、実践的な英語運用能力、国際的な企業活動に必要な世界経済や社会システムなどの素養も身につける。
②ビジネス・金融	民間企業一般もしくは銀行・保険・証券等、金融機関において必要とされる法律知識を修得し、応用可能な基本的能力を身につける。
③生活・環境	日常の市民生活において発生する、環境や家族をめぐる法的問題に対処する基本的能力を身につける。
④自由・人権	国家・行政権力との間で発生する市民の人権にかかわる法的問題について理解を深めるとともに、この分野の法の専門的知識を身につける。
⑤歴史・文化	現代の様々な法現象との関連性を意識しつつ、歴史的・理論的視点から法に関する専門的理解を深める。
⑥政治・市民社会	市民社会の立場から、政府や国の活動を学び、選挙や権力の問題を学ぶ。また、これら選挙活動や権力の動向を報道するマスコミや、その政治への影響を学ぶ。

2.5 特修

特修に関しては、先述のとおり、2016年度カリキュラムでは、司法特修と公務行政特修の2つとなった。いずれも、「特修独自科目」と呼ばれる科目群（いずれも32単位で構成）から16単位修得することが卒業要件となる。司法特修では憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法

のすべての科目が、また、公務行政特修では、行政法、行政学、自治体法務、政策形成論など、主として公務員として政策立案に携わる場合に必要とされる知識や技能に関する基礎的な科目が配置され、集中的に学べる。両特修とも、独自科目ないしは推奨科目としての小集団授業が展開されるほか、3.4 で取り上げるキャリア形成科目の履修が奨励されている⁴⁾。

3. 立命館大学法学部の正課におけるキャリア教育

3.1 背景的事情

立命館大学法学部では、2008 年度のカリキュラム改革において、「教学としてのキャリア教育」を実践することを決断し、「キャリア形成科目」を正課に設けて多くの学生が受講できる条件を整備した。その背景には、法学部を取り巻く情勢や学生実態の変化がある。

周知のように、法曹となるために必要な教育を担う機関として、2004 年に全国に法科大学院（日本版ロースクール）が設置された。その際、日本の法科大学院は、アメリカのロースクールなどと異なり、いわゆる「既習コース」を主体に考えたので、法学部が法科大学院入学者の主たる輩出元となった。それゆえ、主要な大学の法学部では、法科大学院に相当数の卒業生を入学させる必要に迫られた。他方、法学部卒業生の進路に関しては、従来と変わらず、公務員と民間企業も主要な柱であり続けた。このようにして、法科大学院進学、公務員、民間企業就職が、法学部の主たる進路先として想定されるようになったのである。

この状況に対応すべく、立命館大学法学部では、2004 年度のカリキュラム改革において、学生一人一人が確かな基礎学力を身につけ、それに基づきながら各自の興味関心に応じた進路開拓に取り組める仕組みを模索した。そこでは、やはり法科大学院進学者を多数輩出することが大きな目標となった。そのための仕組みとして「法曹進路プログラム」が設置され、3 年次向けの通常の専門演習（ゼミ）とは別に「プログラム演習」を開講し、法科大学院の教員が兼担として授業を行うことで進学への動機付けを図り、別に開講された「プログラム講義」を通じて入試に耐えうる基礎学力の涵養にも力を注いだ。当時は全国に 70 を超える法科大学院が設置され、新しく始まる司法試験の結果をめぐる厳しい競争環境にあったので、法学部は入学生の輩出の面で下支えしなければならないという事情があり、法学部の教学やそれを通じたキャリア形成が法科大学院への進学に傾斜したことにも致し方ない面があった。

しかしながら、法科大学院に進学する法学部の学生は、実際には、民間企業就職や公務員となる者などと比較するとむしろ少数派である。特に、「法曹になりたい」との希望を抱いて法学部に入学してきた多数の学生が、法律の学習についていけず希望していた進路を諦めてしまうことも多く、これらの学生のためにも法学部独自のキャリア教育の必要性があった。また、社会環境の面でも、「社会人基礎力」が言われるようになり、法学部の教学においても、社会で通用する人材の育成に無関心ではいられなくなった。加えて、学生実態の面でも、法曹などの法律専門職を目指す場合は別として、進路開拓に消極的でいつもまでも自己の進路イメージを明確に描くことができない学生が一定数存在する。法学部では、学んだ内容を直接活かせる職種として、法律専門職のイメージが強すぎるため、特に民間企業等への就職を志望する場合、正課で学んだことが社会に出てからどのように生きてくるのかを理解できないまま、漫然と学んでいる者も見受け

られた。これは、学習への動機づけという意味において、進路・就職政策のみならず、教学上も見過ごすことのできない課題であった。これらが、「教学としてのキャリア教育」に、立命館大学法学部として正面から取り組むに至った背景である。

3.2 基本設計

3.2.1 概要

立命館大学法学部では、上述のような背景の事情から、すべての所属学生を対象とした教学としてのキャリア教育に取り組んできた。もとより、そのあり方に関しては、法科大学院を取り巻く事情を含む社会情勢や学生実態の変化につき適宜検討を行い、必要に応じて改良していく必要がある。それゆえ、立命館大学法学部でも、4年ごとのカリキュラム改革のテンポに合わせて、キャリア教育についても見直しを行ってきた。2008年度以降に実施された各カリキュラムにおけるキャリア教育の基本設計は、以下のとおりである。

3.2.2 2008年度及び2012年度カリキュラム

2008年度のカリキュラム改革では、上で述べた背景の事情に鑑み、可能な限り多くの学生が教学としてのキャリア教育を受ける機会を保障するために、複数の「キャリア形成科目」を講義科目として設計した。これらの科目の開講時期については、種々の議論があったが、最終的に2年次前期（第3 Semester）に揃えた。これは、専門化プログラムが2年次後期（第4 Semester）から始まることを踏まえ、各自の専門の学びに本格的に臨むにあたり、自己の進路と法学部での学びを結び付け、明確な進路イメージを持ってもらいたいという考え方に基づく。加えて、入学から1年を経て大学生活に慣れ「中だるみ」を起ししやすい時期に今一度進路について考えさせ、ネジを巻きなおすという意味合いもある。

2008年度カリキュラムでは、従来の教育課程を、司法、公務行政、国際法務（国際インスティテュート）の3つの特修と、特修に所属しない学生からなる「法学科一般」に改組した。2012年度カリキュラムについても、国際法務特修のカリキュラムの改編のほかは、基本的な枠組みの変更はないことから、ここでは両者を統合しておく。

特修については、学生の進路イメージが比較的明確であることから、キャリア形成科目についてもそれに合わせて設計することが可能である。それゆえ、各特修の特徴に応じ、司法特修には「法曹入門」、公務行政特修には「公務行政セミナー」、国際法務特修には「入門国際法務」を開講することとした。各科目とも当該特修の固有科目と位置づけ、他の特修や一般の法学科の学生は履修できないこととした。これらの科目では、特修ごとの進路イメージに即したゲスト講師による講義と質疑応答、および授業内容や自己の進路イメージへの影響等に関するコミュニケーション・ペーパーの作成で授業構成されている。なお、これらの科目については、2.2で触れた国際法務特修の廃止や「法曹入門」の閉講に伴い、2016年度カリキュラムでは、公務行政特修に残されるだけなので、詳しい説明は割愛する。

基本設計が困難であるのは、特修に所属しない法学科一般の学生のためのキャリア形成科目である。ここに属する学生は、入学試験の段階で特修を選択しなかったか、あるいはこれに選抜されなかった者であり、幅広い特性・学力層の学生が存在している。そのため、学生のモチベー

ションも進路志望も様々である。ここで共通する課題は、法律を学ぶことが実社会でどのように生かされるのかを、すべての学生に理解してもらう必要があるということである。法律学は実社会との結びつきの強い学問であるが（たとえば、法律学が基本的な題材とする「判例」は、まさに実社会で起こった事件である）、通常の社会生活の中で、法学部の授業で学習するようなハードな法的問題に直面することはあまり多くないし、直面したとしても、それを自らの手で解決することはきわめて困難である。それでは、法律実務家や法律系公務員等を目指さない法学部生にとって、法律を学ぶ意味はどこにあるのか。法学部教学におけるキャリア形成教育において、この問題を避けて通ることはできない。これに答えるためには、実際に法学部を卒業して社会で活躍している人たちから、法学部で学んだことがどのような形で生かされているのかについて学ぶことが、早道である。そのような考え方から、法学科一般の学生に対しては、「社会に生きる法」という科目を特別に開設した。この科目には、立命館大学法学部のキャリア形成教育に対する考え方が端的に表れていることから、詳細に取り上げることとする。そのうえで、各特修の演習科目及び実習科目についてみておく。

3.2.3 2016 年度カリキュラム

2016 年度からのカリキュラムでは、2.2 で述べたように、司法、公務行政の各特修と、従来の一般の法学科に対応する法政展開の各プログラムの選択を、2 年次進級時に行うこととなったため、キャリア形成科目の基本設計も変容した。具体的には、上記の特修ないしは法政展開の選択に向けた進路イメージの明確化に資するよう、「社会に生きる法」を 1 回生後期（第 2 セメスター）に開講し、かつすべての在学生在が履修するよう登録必須（予め大学事務において登録しておくこと）とした。これにより、2008 年度カリキュラム以来あった 2 年次前期（第 3 セメスター）配当の「社会に生きる法」は、2016 年度をもって閉講される。なお、演習・実習系の科目については、基本的な変更はない。

3.3 社会に生きる法

3.3.1 基本的な考え方

この科目は、特修に所属しない一般の法学科所属学生に対するキャリア形成科目として重要な役割を果たしてきた。その目的について、開講初年度にあたる 2009 年度の「教学総括」⁵⁾では、「学生に社会に生きる『法（リーガル・マインド）』をリアルに理解させ、自己の進路イメージを具体化・明確化させたい。それと法学部における学びとを結びつけることにある」と説明されている。前述したように、法曹やその他の法律専門職を志望しない学生にとって、法律を学ぶことの意義を自己の進路イメージとの結びつきの中で理解することは容易ではない⁶⁾。法学部生の多くは、「法律を仕事で活かしたい」と考えているが、実際に企業や公務所等の通常の業務において法がどのようにかわるかを知る機会は、通常の法学教育ではあまり多くない。法学教育の題材は、シビアな法的紛争が多く、民間企業などの日常業務で直面する法的問題について授業で取り上げる機会は少ない。そもそも、企業などで日常的にどのような業務がなされているかを知らなければ、そこでどのような法的問題に遭遇しうるかを理解することは難しい。その点、インターンシップは、実際に仕事の内容を知る貴重な機会であるとしても、その経験は断片的なも

のにとどまる。様々な業種・職種において、実社会で活躍している法学部卒業生が、大学時代に学んだ法的知識にとどまらない、法的なものの考え方をどのような形で活かしているのかを学習する機会を設ける必要がある。したがって、この授業は、卒業生による「就職ガイダンス」や「業界案内」などとは異なる。

3.3.2 到達目標

シラバスでは、この科目の到達目標は、「たんなる法的知識の技術的適用を超えた、『ものの見方・考え方』、『効果的かつ公正な問題解決のための判断力・思考力』にかかわるリーガル・マインドとはなにか、それが社会のなかでどのように生きているか、生かすことができるかを理解することによって、今後の法学部での学びの動機づけ・方向づけを行い、自分の進路について真剣に考える」こととされている（一定の知識・技能の習得を目標とするものではないため、「～できる」という記載にはしていない）。

3.3.3 授業構成

授業構成は、毎回、様々な業種、職種の一線で活躍している法学部出身者をゲストスピーカーとして招聘し、法学部で学んだことが現在の自分の仕事にどのように活かされているかという観点から講義をしてもらう。その後、受講生による質疑応答を行い、講義の内容とそれに対する自身の考えをコミュニケーション・ペーパーにまとめて翌週の授業時に提出させるという、比較的オーソドックスなスタイルをとっている。

キャリア形成という科目の目的からは、受講生に各自の問題意識をもって授業に臨ませる必要がある。講義スタイルでキャリア教育を行う場合、「いかに受講生に各自の問題意識を醸成するか」という視角で授業を構成することは必須であり、そのための仕掛け作りに工夫を凝らす必要がある。この点は、インターンシップのような実習系の授業にも当てはまると思われるが、インターンシップの場合には、参加する段階で各自がその職場に問題意識や関心を抱いているのが通例であり、一定の動機づけは既に存在するといえる。これに対し、「社会に生きる法」の場合、授業の趣旨に即した問題意識を持たせる必要があることから、初回の授業において、例えば、受講生にまず以下のような設問について自己の意見を書かせることから始めている。

【設問1】 A君は、法科大学院に進学して弁護士になろうと思い、法学部に入学した。しかし、3回生になって、やはり民間企業で働こうと思い、就職活動をした結果、電機メーカーから内定を得た。入社直前、国内の販売企画の部署に配属されることが決まった。このとき、A君は、「販売企画の仕事なら、法学部での勉強は役に立たないな。経営学部でマーケティングの勉強をしておけばよかった」、と思った。このようなA君について、あなたはどのように考えますか。

【設問2】 B子さんは、卒業後は実家に戻り、公務員になろうと思っていたが、公務員試験の受験科目を学ぼうと考え、法学部に入学した。しかし、3回生になって、やはり民間企業で働こうと思い、就職活動を開始した。第1志望の食品メーカーの面接の際、B子さんは、「大学生活で、特に民法と憲法を中心に、一生懸命法律の勉強をしました。就職しても『法を生かす』仕事に就くことを希望します」と明るく述べた。面接担当者は、「『法を生かす』仕事ってどういうことですか」と質問した。あなたがB子さんならば、どのように答えますか。

いずれの設問も架空の事例に関するものではあるが、法学部の学生にとっていかにもありそうなものである。弁護士や検察官に憧れ「大学院」⁷⁾への進学を志望して入学してくる学生や、特にやりたいことがあるわけではないが、とにかく地元に戻って公務員にでもなろうという学生が、種々の事情から民間企業への就職を志した場合を題材としている。そうしたある意味「普通の法学部生」が直面しそうな問題をあえて突き付け、講義を通じて学び取るべきことをあらかじめ明確化しておく役割が、これらの設問にはある。ゲスト講師には、これらの設問に対する解答を受講生が各自で見出すことができるような講義をするよう依頼しており、専任の担当教員も、コミュニケーション・ペーパーの作成する際などに、これらの設問を意識するように指導する。そのうえで、講義を通じて課題に対する考え方がどのように変化したかを再確認し、自己の成長を実感するために、講義の終盤回等にグループ・ディカッションの機会を設けているが、その際にも、上記の設問への解答について、受講生に討議させ、その成果をクラスで報告させている。最終レポートでは、上記の課題に加え、就職後の出来事を踏まえた設問についても解答を求め、受講生一人ひとりが講義を通じて学び取ったことを文章化させるようにしている。

3.3.4 授業計画

開講初年度である 2009 年度の授業計画の概要は、表 4 のとおりであった（ゲスト講師の氏名は割愛している。講師団体名は当時のものであり、一部省略した箇所がある）。

【表 4】2009 年度の「社会に生きる法」の授業計画

授業回	講師の所属 (JA クラス)	講師の所属 (JB クラス)
1	ガイダンス・導入授業	ガイダンス・導入授業
2	住友生命保険	住友生命保険
3	福井県庁	ペイビューアセットマジメント
4	オートボックスセブン	オートボックスセブン
5	文部科学省	環境省
6	大和ハウス工業（総合宣伝部）	大和ハウス工業（技術本部・環境部）
8	NEC	西原環境テクノロジー
9	ソニー	横浜市役所
10	ホスピーラジャパン	ホスピーラジャパン
11	Stanton Chase International	Stanton Chase International
12	NPO 法人 ア・ウンジャ	NPO 法人 ア・ウンジャ
13	グループディスカッション（討議）	グループディスカッション（討議）
14	グループディスカッション（発表）	グループディスカッション（発表）
15	NPO 法人 ア・ウンジャ	NPO 法人 ア・ウンジャ

* 第 7 回は、新型インフルエンザのため全学一斉休講となった。

立命館大学法学部では、毎年度の「教学総括」を踏まえて、適宜、授業の持ち方を改良している。「社会に生きる法」の授業計画についても、各年度の学生の実態や要望等を踏まえ、講師に法曹関係者を加えたり、複数の講師によるパネル形式の回を設けたり、中間総括の回を入れたりするなどの工夫を行ってきた。表 5 は、2015 年度の授業計画であるが、そこでは上記の工夫の

跡がみられると思う。

【表5】2015年度の「社会に生きる法」の授業計画（JA・JBクラスとも共通）

授業回	講師の所属	授業回	講師の所属
1	ガイダンス・導入授業	9	弁護士法人関西法律特許事務所
2	住友生命保険相互会社	10	キリンビール株式会社
3	大和証券株式会社	11	株式会社読売新聞
4	環境省×横浜市役所	12	ユニ・チャーム株式会社
5	熊本県	13	ボストンサイエンティフィック ジャパン株式会社 × 株式会社 TM Future
6	中間総括		
7	日本電気株式会社	14	グループディスカッション
8	株式会社オートバックスセブン	15	プレゼンテーション

3.3.5 受講登録者数の推移

「社会に生きる法」の2015年度までの受講登録者数については、表6のように推移してきた。最初の2か年については、新規の科目であり学生が内容についてイメージしづらい面もあったことから、受講者は100名前後にとどまっているが、その後は伸びを見せており、特に開講5年目にあたる2013年度以降は、200名を超える受講者を集めている。受講の対象となる特修を除く法学科の1学年の学生数は、概ね500名超程度であるから、大雑把にみて、4割程度の学生が受講していることになる。特修に所属しない多くの学生に対してキャリア教育の中で法を学ぶ意義について考える機会を提供するという科目の趣旨からは、十分な実績であると思われる。もっとも、次にみるように、受講生の増加に伴う問題も指摘される。

【表6】「社会に生きる法」の受講登録者数（JA・JBクラス合算）

年度	受講登録者数（人）
2009	94
2010	116
2011	207
2012	167
2013	240
2014	239
2015	224

3.3.6 科目の総括と課題

各年度（とりわけ、到達目標を明記するようになった2013年度以降）の「教学総括」によると、毎回のコミュニケーションペーパーの内容、グループ・ディスカッションやプレゼンテーションでの発言内容からみて、3.3.2で示したこの科目の到達目標は、全体的に概ね適切に受け止めら

れているとのことである。すなわち、多くの受講生は、ゲスト講師の話を通じて、法的なものの見方・考え方が社会の中でどのように生かされるのかを理解し、法学部で学ぶことが自己の進路開拓にどのような意味を持つかを各自で考えるようになってきているとよい。実際、グループワークの成果物などをみる限り、多くの受講生は、企業活動に法律がどのように関わっているかが理解できたとか、法律を知っていることが社会に出てからいかに役立つか知ることができた、といった感想を持っているようである。

これについては、ゲスト講師が「到達目標に関して—たとえば『リーガル・マインドとは何か』といった点について—学生に巧みに考えさせる内容の講義を実施されていることが大きい」と評価されている。その意味で、この科目においてゲスト講師の果たす役割は本質的なものであり、ゲスト講師にいかにして最初の設問とシンクロさせつつ到達目標を意識した講義をしてもらうかが、授業の成否を大きく左右する。この点では、所期の目的は概ね達成されてきたと評価してよいであろう。また、先に触れたグループワークの成果物において、学生の中には、社会に出て働くことのイメージが具体化されたとか、コミュニケーション能力が大事だと感じた、語学力の重要性に気付かされたなどといったとの声もあり、キャリア形成に向けた動機付けという点でも有意義な講義となっている。

他方で、毎年の「教学総括」では、授業実施の面に関し、主として以下の2点が指摘されてきた。いずれも、講義形式でのキャリア教育において普遍的なものと思われる。

①ゲスト講師の安定的確保・担当教員との連携

この点は、毎年のように「教学総括」で指摘されている。先にみたような多様な業種・職種からのゲスト講師を確保するためには、組織的な取り組みが必要である。この科目については、すでに一定年数開講してきた実績があることから、担当教員の変遷にかかわらず、既存のゲスト講師の派遣元との関係で問題なく進められているようであるが、新規の取り組みを行う場合には、個人的なつながりに依存せざるを得ない面もある。

「教学総括」では、受講生にとって身近な存在として同窓生をゲスト講師に招聘する取り組みの必要性も提起されているが、その場合には、同窓会等の組織との連携が必要となろう。また、ゲスト講師の属性に関しては、女子学生にとってのイメージ作りも必要であることから、女性のゲスト講師の確保が課題となる。さらに、ゲスト講師の講義内容が授業の成否を大きく左右するという事情からは、担当教員とゲスト講師との適切な連携が課題となる。

②受講生のモチベーションと適正なクラスサイズ

全体として受講生は到達目標を理解し授業に取り組んでいることは、前述したとおりである。他方で、受講生の増加に伴い、一部の学生にモチベーションの低下がみられる。講義中に居眠りや途中退出をしたり、講義後に出席確認のために提出すべきコミュニケーションペーパーの作成に勤しんだりする学生や、コミュニケーションペーパーの記載内容が不十分な学生の存在が指摘され、担当教員は、その都度、必要な対応を行っている。たしかに、この科目では特性上、定期試験を課しておらず、平常点（出席、コミュニケーションペーパー、最終レポート）での評価であることから、単位の修得が容易であると考えて受講している学生もみられる。

この問題に対し、「教学総括」ではクラスサイズの縮小の必要性が再三指摘されている。グループワークを行う関係でも、規模の縮小が求められてきた。もともとこの科目は300名の受講が想定されていたようであるが、実施した経験からは、過大な見積もりであったといわざるをえない。他方で、より多くの学生に、法を学ぶ意味を進路開拓との関係で考える機会を提供するという目的からは、無闇に規模を縮小すべきではない。それゆえ、適正なクラスサイズが追求されねばならない。この点、2016年度カリキュラムからは、4クラス編成として、原則的に在学するすべての1回生が履修するが、その実施状況もウォッチする必要があるだろう。

3.4 演習科目・実習科目

3.4.1 演習科目

キャリア形成科目に位置づけられる演習科目として、「法曹フィールドワーク演習」（2年次前期（第3セメスター）のみ配当）がある。科目名称から分かるように、これは司法特修の固有科目であり、他の特修や特修に所属しない学生は履修できない。この科目では、実務の一线で活躍する同窓の弁護士の指導を受けながら、民事・刑事の模擬裁判を通じて、法曹三者である裁判官、検察官、弁護士の役割を学ぶ。教材は、指導にあたる弁護士教員が法曹実務教育を意識しながら作成、アレンジしたものであり、受講生は、民事・刑事の訴訟の進め方だけでなく、通常の授業では学ぶ機会の少ない裁判資料の分析の仕方などについても学習する。ただ、受講生は2回生であり、訴訟法を履修していないことから、弁護士教員はその点に配慮した指導を行っている。模擬裁判では、シナリオを設けず、受講生は弁護士教員の指導の下、自分たちの手で主張・立証を組み立てなければならない。これらの経験を通じて、具体的な訴訟の流れとその担い手（刑事訴訟の被告人、民事訴訟の原告・被告、証人なども含む）の役割やものの見方・考え方について理解を深めることができる⁸⁾。さらに、最終試験を課すことで、訴訟実務に関する知識の定着を求めている（その内容は、事前講義の内容や模擬裁判の争点が理解できていなければ対応できないものであり、単に模擬裁判の感想等を書かせるものとは異なる）。これにより、この科目が、単なる体験型授業ではなく、法曹を志す学部生が将来の仕事となる訴訟実務の一端を理解するためのものであることが明確に打ち出されている（それゆえ、単に模擬裁判に興味があるというだけの学生の受講は、基本的に想定していない）。

この授業は、法曹を志望する学生によっては進路への強い動機づけとなり、結果的に法曹を目指さない学生にとっても、法学部での学びについて理解を深める上で、貴重な機会となっているようである。なお、模擬裁判の運営の関係上、本稿執筆時点では、定員60名で運用されており、受講希望者が定員を超過した場合には、志望理由書に基づいて選考を行うこととされている。

3.4.2 実習科目

3.4.2.1 授業の目的と性格

キャリア形成科目として位置づけられる実習科目には、「法務実習」と「公共政策実習」がある。いずれも、実務の現場を知ることで、法曹をはじめとする法律専門職や公務員に対する進路イメージを具体化させ、その後の進路開拓に向けた学習への動機づけを図ることを目的とする。同時に、実習先では学生に取り組むべき課題が与えられ、一定の解決ないしは成果が求められるこ

とから、PBL (Problem Based Learning) の側面も有する。これらの科目は、法曹や司法書士などの法律専門職や公務員を志望する学生を対象とするもので、これらの学生にとっては進路イメージの形成と学修そのものが密接な関係を有していることに留意する必要がある。したがって、ここでは、PBL を単に学習の方法としてのみ捉えることには意味がない。以下では、それぞれの実習の概要について簡潔にみる。

3.4.2.2 法務実習

「法務実習」は、弁護士事務所で実習を行なうプログラム（以下、法律事務所プログラム）と司法書士事務所で行うプログラム（以下、司法書士事務所プログラム）からなる。法律事務所プログラムは1997年、司法書士事務所プログラムはその翌年の開設であり、立命館大学法学部のキャリア教育系の科目としては、最も古くからあるものに属する。2008年度カリキュラムから、いずれも司法特修のキャリア形成科目に位置付けられたが、もともとは法律実務に関心のある法学部生を対象としていた。受け入れ先は同窓の弁護士ないしは司法書士である。受け入れ先となる事務所の数は年度によって変動があるが、近年では、弁護士事務所については25程度、司法書士事務所については10程度となっている。実習先の所在地は、京都および大阪がほとんどである。

参加対象となる学生は、弁護士事務所プログラムについては、司法特修のうち、3.4.1で紹介した「法曹フィールドワーク演習」を履修した2年次の学生に限られる（第4セメスターのみ配当）。演習を通じ、民事・刑事の訴訟実務の基本を学んだ者が、実際の現場に触れることで理解を深めるための教育的な仕掛けである。司法書士事務所プログラムは、基本的には、司法書士を志望する学生が実務の一端を学ぶためのものである。司法書士志望の学生は、必ずしも司法特修に所属しているとは限らず、また、登記や成年後見など、司法書士の実務について学ぶことは、たとえば金融機関への就職を志望する学生にとっても意義を有することから、このプログラムについては、2年次以上のすべての法学部の学生に開放している（法学研究科に所属する大学院生も参加対象としている）。

実習に際しては、事前・事後の講義への参加を義務付けている。事前講義では、この科目を担当する専任教員が、受け入れ先となる弁護士・司法書士の協力を得ながら、実習の意義について説明し、マナーや守秘義務に関して指導する。この科目は実務の現場に出るものであり、生半可な気持ちでの参加は許されないことを厳しく伝える（特に、服装面、依頼者への対応、守秘義務に関して）。実習先では、依頼者との打合わせへの同席（依頼者の承諾があることが前提）、実習担当者が行う法廷の傍聴、記録の整理、実務家同士の研究会への参加等を通じて、参加学生は実務の一端を学ぶことになる。また、年度により内容は異なるが、刑務所見学や検察庁への訪問等、実務に対する視野を広げる企画も実施される。事後講義では、担当教員の指導の下、守秘義務に留意しながら、各自の実習の成果を、グループワークを通じて発表・共有する。この授業では、最終レポートを課しており、そこでは実習において取り扱った事件に関する法的問題について考察することを求めている。ここでも、単なる体験型授業にとどまらない、法学部教学としてのこの授業の意義が、明確に打ち出されている。

3.4.2.3 公共政策実習

「公共政策実習」は、主として地方自治体の実務について学ぶためのプログラムである。実習参加者は、主として公務行政特修に所属する学生を念頭においているが、2年次以上の法学部学生が履修可能である。この科目が想定する公務員志望の学生は、公務行政特修に限らず、法学部全体にいるからである。もっとも、「公共政策実習」は、2016年度カリキュラムでは、公務行政特修については、16単位の履修が必要な「特修独自科目」の一つに位置付けられ、積極的な履修が奨励されている。

実習先は、京都市を中心とする近畿圏が主であるが、地域は特に限定していない。また、科目の趣旨から地方自治体が大半であるが、年度によって、新聞社等も含まれる。受け入れ先とは、事前に派遣に関する協定を締結しているが、この科目の特徴の一つとして、「自己開拓型」が認められており、学生があらかじめ自分で実習先として開拓してきた自治体等との間で協定を結び、そこで学ぶこともできる。学生の自主的な進路イメージの形成に向けた取り組みを支援する、ユニークな制度といえる。履修者数は、年度によって変動が大きいですが、ここ3年ほどは、50～60名程度で推移しているようである。

この科目においても、「法務実習」と同様、参加に際して、事前・事後の講義への出席が義務付けられる。実習の内容は、受け入れ先ごとにバラエティに富んでいるが、人権啓発、まちづくり、地域住民の参加・参画などを主眼とする企画や、自治体法務に関するものが目立つ。実習先では、受講生に一定の課題が与えられる場合が多い。実習を通じて得るものは様々であろうが、概ね、学生の進路開拓に向けた動機づけの機会になっているようである。

4. 結びにかえて

本稿では、立命館大学法学部の正課におけるキャリア形成教育の取り組みについて、背景となる問題意識とともにみてきた。これらの取り組みは、その目的に応じて一定の成果をあげてきたように思われるが、学生実態や社会情勢の変化を踏まえた場合、そこには、一定の課題も存在する。結びにかえて、今後の課題として以下の3点を取り上げる。

第1は、学生一人ひとりがキャリア形成の意義について理解し、進路開拓を意識して積極的に学ぶことを促進する仕掛けの一層の充実である。もとより、本稿でこれまで取り上げてきた正課の授業を通じた取り組みは、一定の成果をあげつつあり、今後も推進していく必要がある。他方で、昨今の学生実態に照らすと、講義だけでこの目的を果たすことは困難である。この点、「社会に生きる法」をはじめとする、立命館大学法学部のキャリア形成科目では、キャリアについて自発的に考える仕掛けが施されているが、「教学総括」からは、必ずしもすべての学生に対しそれが機能しているとはいえないことが窺える。また、そもそもキャリア形成科目を履修しない学生が、相当数存在してきた(2016年度カリキュラムでは登録必須となったが、必修ではないため、やはりドロップアウトの可能性はある)。上級生となり具体的な進路開拓の段階となつてから後悔させないためにも、入学後の早い時期から、卒業後の進路を意識しながら法学・政治学を能動的に学ぶ姿勢を身につけるよう、指導していく必要がある。この点、昨今の新入生には、想定される進路に対して驚くほどステレオタイプなイメージしか有していない者もおり(一例を挙げる

と、「検察官＝正義のヒーロー」「公務員＝デスクワーク」「ビジネスマン＝金儲け」といった具合である）、まずは職業に対する適切なイメージ形成をさせることから始めなければならない。この課題に応えるべく、立命館大学法学部では、2016年度カリキュラムを施行するにあたり、個々の学生の学びのポートフォリオである『学びマップ』を全面的に改訂した。新たな『学びマップ』（『法魂（Hou-Soul）』と命名された）には、法曹、公務員の仕事の在り様や、どのようにすれば仕事に就くことができるのか等について、個人やグループで学ぶためのワークを加えた。さらに、進路開拓に向けたキャリア形成の重要性について学習するワークも組み入れた。これらのワークは、1回生の小集団授業（「基礎演習Ⅰ」「同Ⅱ」）ないしはそのサブゼミにおいて、あらかじめ実施日を決めて全クラスで行うこととした。これにより、原則的にすべての学生が早期にキャリア形成について学ぶ機会を得ることになる。

第2は、国際化ないしはグローバル化への対応である。特に法学は、国際法等の分野を除いて、ドメスティックな性格が強く、学びの中で外国との関係を意識する機会は比較的少ないといえる。学生自身も、国内の企業や自治体等への就職を希望する者が大半であり、法曹志望者も総じて内向きである（たとえば、前出の「法曹フィールドワーク演習」の志望理由を書かせる際に、今後の学びにおいて興味のあることを尋ねているが、「留学」を挙げる学生は毎年数名にとどまる）。しかしながら、卒業後の職業生活等において、グローバル化の影響を避けて通れない部分があることは明らかであり、具体的に長期の留学や海外スタディ等への参加につながるかはともかく、学生の目を海外に向けさせる、ないしは少なくとも海外とのかかわりについて意識させる取り組みの必要はある。ここで、海外で活躍する法学部卒業生の話を聞くことはもちろん有用であり、2016年度カリキュラムから初年次の学生を対象に開講される新たな「社会に生きる法」では、国際化という視点からのゲスト講師の講義も用意されているが、それだけでは十分といえず、むしろ、もっと身近なところで国際化について考えてもらう必要がある（そのことが、多くの者には社会に出てから役立つように思われる）。そうした考え方から、前出の『学びマップ 法魂』では、国際化に関するワークを設けた。そこでは、学生にとって身近な話題として、友人の留学生からアルバイトに関する法律問題について相談を受けたという事例や、就職した会社で外国への出張を命じられたという事例などを通じて、比較的身近なところにある国際化にかかわる問題について考えさせることで、意識づけを試みている。

第3に、本稿で取り上げたキャリア形成科目は、正課の授業として実施されているものであり、その意味で、法学部全体の正課の科目とどのように関連づけていくかが課題となる。この点、「社会に生きる法」では、すでに述べたように、リーガル・マインドを基軸に法学部で学んだことが社会でいかに活かされるかを学び、その点での意識づけがうまく働くことで、後の正課の学びに資するものとなっている。その意味で非常にシステムティックな関係が構築されており、一つのモデルとなる。また、「法曹フィールドワーク演習」や「法務実習」では、訴訟問題や実際の法律実務に触れることで、すでに一定程度学んだ民法、刑法の理解を深め、さらに民事、刑事の訴訟法等の発展的科目へと学習を進めていく動機づけとなる。これは、司法特修の学びのモデルとして確立している。今後の課題は、とりわけ法学部が目立って志望者の多い公務員について、こうしたモデルを一層明確に示すことにあるのではないかと考える。

これらの課題に対応する取り組みは始まったばかりである。今後の実践がもたらす成果と課題

について、立命館大学法学部として多大な関心を払い、本稿で述べてきたこれまでの教学上の取り組みと合わせ、組織的な検証と必要な改善の営為を引き続き進めていかねばならない。

注

- 2) 2008年度立命館大学法学部カリキュラム改革について討議した際の資料では、そうした学生につき、「法律もういいです。」と教員に訴えかける存在として認識されている。
- 3) 立命館大学法学部のウェブサイトには、各プログラムについて、配置科目表とともにより詳細な紹介がある。<http://www.ritsumeai.ac.jp/law/education/curriculum/houseitenkai/>（2016年10月31日最終閲覧）参照。
- 4) 特修についても、立命館大学法学部のウェブサイトに詳細な紹介がある。司法特修については、<http://www.ritsumeai.ac.jp/law/education/curriculum/shihou/> を、公務行政特修については、<http://www.ritsumeai.ac.jp/law/education/curriculum/koumu/> を参照（最終閲覧日は、いずれも2016年10月31日）。
- 5) 立命館大学法学部では、毎年度の教学実践の成果と課題につき、「教学総括」として、詳細かつ大部のまとめ文書を作成している。
- 6) この点、法律専門職や、裁判所事務官等の法律職公務員などに関しては、差し当たり、法科大学院入試、資格試験、採用試験等で出題されるという意味において、法を学ぶ意義（というより必要性）は当然ながら十分に認識されている。しかしながら、これらの職種を志望する学生についても、実際の「仕事」との関係において法がどのように活かされているのかは十分に認識されているとはいえ、その意味でやはりキャリア教育は必要である。これについては、後述する。
- 7) 法学部の学生が「大学院」という場合、それは法科大学院を指すことも多い。筆者が基礎演習を担当した際に、新入生の自己紹介などの場で、「大学院に行って弁護士になりたいです。」などと発言した学生に対し、「法科大学院への進学を希望しているのですね。」とコメントをすると、怪訝な顔をされた経験がある。これは、法学部に進学してくる学生にとって法科大学院が高い認知度を有していることを示唆するエピソードではあるが、半面、「大学院＝法科大学院」という図式は、法学研究科への入学者の確保という課題にとって大変頭の痛いものでもある。
- 8) 2016年度の模擬裁判授業の様子が、動画サイト You Tube (<https://www.youtube.com/watch?v=1ldrikVAUsQ>) で公開されている（2016年10月現在）。

参考文献

- 団藤重光『法学の基礎 [改訂]』有斐閣、2001年
渡辺洋三『法とは何か [新版]』岩波書店、1998年

Career Education in the Faculty of Law at Ritsumeikan University

ADACHI, Koji (Professor, College of Law)

Abstract

This article introduces career education in the Faculty of Law at Ritsumeikan University, which has developed since 2008 curriculum revision. That revision created a career development course entitled “Law’s Function in the Real World,” which focuses on the relevance of law to society and students’ career. In particular, the aim of this course is to reach students who would be not legal professionals after graduation to produce general understanding of law and to facilitate career perspective. For students who aspire to be legal professionals, this revision has provided opportunities such as a mock court and a practicum in order to explore career vision. Going forward, all undergraduate students in our faculty need to undergo career exploration in light of a globalized world. To this effect, the 2016 curriculum revision has started to use the “Map of my learning and development” course materials in first-year small-sized classes.

Keywords

Subjects for Career Exploration, Law’s Function in the Real World, Legal Fieldwork Seminar, Legal Internship, Public Political Internship